



栃木県公報

令和5(2023)年
4月1日(土)
号 外
第 32 号

目 次

告 示	
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正.....	1
公 告	
○県が設置する公園施設の利用料金の承認.....	1
○県が設置する体育施設の利用料金の承認.....	4
○とちぎスポーツ医科学センターの利用料金の承認.....	22

告 示

栃木県告示第134号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和5（2023）年度分の補助金等から適用する。

令和5（2023）年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

県民生活部の部中「県民生活部」を「危機管理防災局」に改め、同部消防防災課の款を削り、産業労働観光部の部国際課の款中「国際課」を「国際経済課」に改め、教育委員会の部文化課の款を削る。

（文書学事課）

公 告

○県が設置する公園施設の利用料金の承認

栃木県都市公園条例（昭和49年栃木県条例第6号）第14条の2第3項後段の規定により令和5（2023）年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県都市公園条例施行規則（昭和49年栃木県規則第16号）第13条の2の規定により公告する。

令和5（2023）年4月1日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県総合運動公園駐車場の利用料金

利用区分 施設名	団体利用の場合		個人利用の場合	
	1日	単位	利用料金	
北 第 1 駐 車 場	142,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。	

北第2駐車場	102,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
北第3駐車場	124,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
西駐車場	390,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
南第1駐車場	209,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。

南第2駐車場	163,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
南管理用駐車場		普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
東第1駐車場	372,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
東第2駐車場	294,000円	普通自動車 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超え6時間までの場合は200円、6時間を超える場合は300円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。
		大型バス 1台1回	日中利用時間が、2時間までの場合は無料、2時間を超える場合は1,000円。ただし、夜間にわたって利用するときは、日中利用時間に係る部分の額に1,000円を加算した額とする。

備考

- 1 1日とは、午前5時から午後9時30分までをいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（3において「自動車」という。）（二輪であるもの（側車付二輪自動車を除く。3において「二輪車」という。）を除く。）のうち、その高さが2.9メートル未満のものをいう。
- 3 大型バスとは、二輪車及び普通自動車以外の自動車をいう。
- 4 日中利用時間とは、午前5時から午後9時30分までにおいて継続して利用する時間をいう。
- 5 夜間とは、午後9時30分から翌日の午前5時までをいう。
- 6 日中利用時間に係る部分の額とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。
 - (1) 日中利用時間（夜間にわたって利用するときの午後9時30分における日中利用時間に限る。以下同じ。）が2時間までの場合 零
 - (2) 普通自動車の日中利用時間が2時間を超え6時間までの場合 200円
 - (3) 普通自動車の日中利用時間が6時間を超える場合 300円
 - (4) 大型バスの日中利用時間が2時間を超える場合 1,000円
- 7 駐車場を個人で利用する場合で、利用開始日の翌日の午前5時後にわたって利用するときは、当該午前5時までの利用を1回とし、当該午前5時以後の継続して利用する時間24時間までごとの利用をそれぞれ1回として計算するものとする。

(都市整備課)

○県が設置する体育施設の利用料金の承認

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成5年栃木県条例第4号）第13条第2項後段の規定により令和5（2023）年4月1日以後の利用料金を承認したので、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成5年栃木県規則第13号）第16条の3の規定により公告する。

令和5（2023）年4月1日

栃木県知事 福田 富一

1 栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) 陸上競技場

利用者	利用時間	午前8時30分から午後9時まで
陸上競技場を利用する者（1人1回につき）		250円

(イ) 第2陸上競技場

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
第2陸上競技場を利用する者（1人1回につき）		120円

(ウ) 相撲場

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
相撲場を利用する者（1人1回につき）		100円

(エ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前8時30分から午後9時まで（4時間につき）
高校生等以下		200円
その他の者		400円

(オ) 武道館

利用者	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)		210円	210円	210円
その他の者(1人1回につき)		430円	430円	430円

(カ) 多目的広場(投てき場)

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
多目的広場(投てき場)を利用する者(1人1回につき)		200円

イ 専用利用の場合

(ア) 陸上競技場

利用区分	利用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	21,100円	28,500円	48,100円	23,800円
	入場料を徴収する場合	52,700円	71,200円	120,000円	59,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	52,700円	71,200円	120,000円	59,500円
	入場料を徴収する場合	527,000円	712,000円	1,200,000円	595,000円

(イ) 第2陸上競技場

利用区分	利用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	15,500円	21,100円	35,800円
	入場料を徴収する場合	38,700円	52,700円	89,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	38,700円	52,700円	89,500円
	入場料を徴収する場合	387,000円	527,000円	895,000円

(ウ) 野球場(本球場)

利用区分	利用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	6,520円	10,100円	14,500円
	入場料を徴収する場合	16,300円	25,200円	36,200円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	16,300円	25,200円	36,200円
	入場料を徴収する場合	163,000円	252,000円	362,000円

(エ) 野球場A

利用区分	利用時間	午前8時30分から正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から午後6時まで

アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,910円	3,800円	6,400円
	入場料を徴収する場合	7,270円	9,500円	16,000円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	7,270円	9,500円	16,000円
	入場料を徴収する場合	72,700円	95,000円	160,000円

(オ) 野球場B

(エ) の表と同じ

(カ) 野球場C

(エ) の表と同じ

(キ) ウォームアップ場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時ま で	午前8時30分から 午後6時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	560円	730円
入場料を徴収する場合	1,400円		1,820円	3,070円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,400円	1,820円	3,070円	
	入場料を徴収する場合	14,000円	18,200円	30,700円	

(ク) サッカー・ラグビー場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時ま で	午前8時30分から 午後6時まで
		1面 の利 用	アマチュアス ポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない場合	2,910円
入場料を徴収する場合	7,270円			9,500円	16,000円
アマチュアス ポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収しない場合		7,270円	9,500円	16,000円
	入場料を徴収する場合		72,700円	95,000円	160,000円

(ケ) 相撲場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時ま で	午前8時30分から 午後6時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,260円	1,590円
入場料を徴収する場合	3,150円		3,970円	6,570円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,150円	3,970円	6,570円	
	入場料を徴収する場合	31,500円	39,700円	65,700円	

(コ) トレーニング室

利用区分	利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から午後 6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで	午後6時から 午後9時まで

アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	5,090円	6,870円	11,600円	5,720円
	入場料を徴収する場合	12,700円	17,100円	29,000円	14,300円
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,700円	17,100円	29,000円	14,300円
	入場料を徴収する場合	127,000円	171,000円	290,000円	143,000円

(サ) テニスコート

利用区分		利用時間										
		午前8時 30分から 午前10時 まで	午前10時 から正午ま で	正午から午 後2時まで	午後2時か ら午後4時 まで	午後4時か ら午後5時 まで	午後5時か ら午後6時 まで	午前8時 30分から 午後6時ま で	午後6時か ら午後7時 まで	午後7時か ら午後8時 まで	午後8時か ら午後9時 まで	
1面の 利用	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を 徴収しない 場合	450円	610円	610円	610円	310円	310円	2,540円	310円	310円	310円
		入場料を 徴収する 場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
	アマチュア スポーツ以 外に利用 する場合	入場料を 徴収しない 場合	1,120円	1,520円	1,520円	1,520円	770円	770円	6,350円	770円	770円	770円
		入場料を 徴収する 場合	11,200円	15,200円	15,200円	15,200円	7,700円	7,700円	63,500円	7,700円	7,700円	7,700円

(シ) 武道館

施設	利用区分		利用時間			
			午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後9 時まで	
第1道場	全部の 利用	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を徴収し ない場合	8,580円	12,800円	17,100円
			入場料を徴収す る場合	42,800円	64,100円	85,500円
		アマチュア スポーツ以 外に利用 する場合	入場料を徴収し ない場合	51,400円	77,000円	101,000円
			入場料を徴収す る場合	256,000円	385,000円	513,000円
	2/3 の利用	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を徴収し ない場合	5,720円	8,550円	11,400円
			入場料を徴収す る場合	28,600円	42,700円	57,000円
		アマチュア スポーツ以 外に利用 する場合	入場料を徴収し ない場合	34,300円	51,300円	68,400円
			入場料を徴収す る場合	171,000円	256,000円	342,000円
	1/3 の利用	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を徴収し ない場合	2,860円	4,270円	5,700円
			入場料を徴収す る場合	14,200円	21,300円	28,500円
		アマチュア スポーツ以 外に利用 する場合	入場料を徴収し ない場合	17,100円	25,600円	34,200円
			入場料を徴収す る場合	85,500円	128,000円	171,000円
第2道	全部の	アマチュア スポーツに 利用する 場合	入場料を徴収し ない場合	5,720円	8,640円	11,300円
		入場料を徴収す る場合	28,600円	43,100円	56,500円	

場	利用	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	34,300円	51,800円	67,800円
			入場料を徴収する場合	171,000円	258,000円	339,000円
弓道場 (近的射場)	—	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円
弓道場 (遠的射場)	—	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

(ス) 多目的広場 (投てき場)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,320円	4,480円
	入場料を徴収する場合	8,300円	11,200円	18,900円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	8,300円	11,200円	18,900円	
	入場料を徴収する場合	83,000円	112,000円	189,000円	

(セ) 多目的広場 (クレイ)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
		アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,750円	2,360円
	入場料を徴収する場合	4,370円	5,900円	9,950円	
アマチュアスポーツ 以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	4,370円	5,900円	9,950円	
	入場料を徴収する場合	43,700円	59,000円	99,500円	

(2) 会議室

ア 陸上競技場の会議室

施設区分		利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から午後 6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで	午後6時から 午後9時まで
		会議室1	3,230円	4,030円	6,970円	4,030円
会議室2	2,280円	2,790円	4,820円	2,790円		

陸上競技場	会議室 3	2,280 円	2,790 円	4,820 円	2,790 円
	会議室 4	2,280 円	2,790 円	4,820 円	2,790 円
	会議室 5	3,230 円	4,030 円	6,970 円	4,030 円
	会議室 6	3,230 円	4,030 円	6,970 円	4,030 円
	会議室 7	2,280 円	2,790 円	4,820 円	2,790 円
	会議室 8	2,280 円	2,790 円	4,820 円	2,790 円
	会議室 9	2,280 円	2,790 円	4,820 円	2,790 円
	会議室 10	1,330 円	1,550 円	2,680 円	1,550 円

イ 第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート及び多目的広場（投てき場）の会議室

施設区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
第2陸上競技場	会議室		3,230 円	4,030 円	6,970 円
野球場（本球場）	会議室		1,330 円	1,550 円	2,680 円
サッカー・ラグビー場	会議室		1,330 円	1,550 円	2,680 円
テニスコート	会議室		3,230 円	4,030 円	6,970 円
多目的広場 （投てき場）	会議室		2,280 円	2,790 円	4,820 円

ウ 武道館及び合宿所の会議室

施設区分		利用時間	午前9時から午後1 時まで	午後1時から午後5 時まで	午後5時から午後9 時まで
武道館	会議室 1		3,230 円	4,030 円	4,030 円
	会議室 2		3,230 円	4,030 円	4,030 円
	会議室 3		1,330 円	1,550 円	1,550 円
	会議室 4		1,330 円	1,550 円	1,550 円
合宿所	会議室 1		2,280 円	2,790 円	2,790 円
	会議室 2		2,280 円	2,790 円	2,790 円

(3) ラウンジ

施設区分		利用時間
		午前8時30分から午後9時まで
	ラウンジ 1	1回につき 2,000 円

陸上競技場	ラウンジ2	1回につき 2,000円
	ラウンジ3	1回につき 2,000円
	ラウンジ4	1回につき 2,000円
	ラウンジ5	1回につき 2,000円
	マロニエラウンジ	1回につき 10,000円

(4) 師範室

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
武道館	師範室1		100円
	師範室2		100円

(5) 控室

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
武道館	控室		100円
	役員控室		100円

(6) 宿泊施設

施設	利用区分	利用者	高校生等以下 (1人1泊につき)	その他の者 (1人1泊につき)	
		合宿所	県内に居住する者が利用する場合	660円	1,320円
			県外に居住する者が利用する場合	1,320円	2,640円

(7) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		使用単位	利用料金
陸上競技場		午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
		午後6時から午後9時までの時間1回につき	420円
第2陸上競技場		午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
		午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
		午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円

放送設備	野球場（本球場）		正午から午後6時までの時間1回につき	840円
			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
	サッカー・ラグビー場		午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
			正午から午後6時までの時間1回につき	840円
			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
			午前8時30分から午前10時までの時間1回につき	280円
	テニスコート		午前10時から正午までの時間1回につき	360円
			正午から午後2時までの時間1回につき	360円
			午後2時から午後4時までの時間1回につき	360円
			午後4時から午後5時までの時間1回につき	180円
			午後5時から午後6時までの時間1回につき	180円
			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
			武道館	第1道場
	第2道場	1日1回につき		1,020円
	弓道場（近的射場）	1日1回につき		1,020円
	弓道場（遠的射場）	1日1回につき		1,020円
	多目的広場（投てき場）		午前8時30分から正午までの時間1回につき	650円
			正午から午後6時までの時間1回につき	840円
			午前8時30分から午後6時までの時間1回につき	1,460円
	フロアシート	武道館	第1道場	1日1回につき
第2道場			1日1回につき	2,000円
弓道場（近的射場）			1日1回につき	50円
弓道場（遠的射場）			1日1回につき	80円
大型映像装置			1時間につき	5,540円
電光掲示板		午前8時30分から正午までの時間1回につき	2,710円	
		正午から午後6時までの時間1回につき	2,930円	

			午前8時30分から午後6時までの時間 1回につき	5,430円	
移動式電光掲示板			1時間につき	250円	
照明設備	陸上競技場	1/5灯	1時間につき	610円	
		1/4灯	1時間につき	2,000円	
		1/3灯	1時間につき	2,430円	
		1/2灯	1時間につき	3,990円	
		4/5灯	1時間につき	6,380円	
		全灯	1時間につき	7,480円	
	野球場(本球場)	2/5灯	1時間につき	6,820円	
		2/3灯	1時間につき	7,940円	
		全灯	1時間につき	12,200円	
	テニスコート			1面1時間につき	410円
	武道館	第1道場	1/3灯	1時間につき	100円
			2/3灯	1時間につき	200円
			全灯	1時間につき	310円
第2道場		1時間につき	200円		
弓道場(近的射場)		1時間につき	20円		
弓道場(遠的射場)		1時間につき	20円		
冷房設備	武道館	第1道場	1時間につき	4,840円	
		第2道場	1時間につき	1,410円	
暖房設備	武道館	第1道場	1時間につき	5,550円	
		第2道場	1時間につき	1,770円	

備考

- 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許可利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後9時後に陸上競技場、トレーニング室若しくはテニスコートを専用利用する場合又は陸上競技場の会議室若しくはラウンジを利用する場合の利用料金は、当該午前8時30分前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
(1) 陸上競技場、トレーニング室及び陸上競技場の会議室 午前8時30分前の利用にあっては午前8時30

- 分から正午までにつき定められている利用料金の額の7分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後6時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の3分の1に相当する額
- (2) テニスコート 午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から午前10時までにつき定められている利用料金の額の3分の2に相当する額、午後9時後の利用にあつては午後8時から午後9時までにつき定められている利用料金の額
- (3) ラウンジ 午前8時30分から午後9時までの時間1回につき定められている利用料金の額の25分の2に相当する額
- 4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場（本球場）、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、多目的広場（投てき場）若しくは多目的広場（クレイ）（以下「第2陸上競技場等」という。）を専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の利用料金は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、午前8時30分前の利用にあつては午前8時30分から正午までにつき定められている利用料金の額の7分の2に相当する額、午後6時後の利用にあつては正午から午後6時までにつき定められている利用料金の額の6分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を専用利用する場合又は武道館若しくは合宿所の会議室、師範室若しくは控室を利用する場合の利用料金は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- (1) 武道館並びに武道館及び合宿所の会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額
- (2) 師範室及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている利用料金の額
- 6 高校生等以下の者が陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート若しくは武道館を専用利用する場合又は陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金は、この表及び前3項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 陸上競技場を専用利用する者が当該専用利用に際し第2陸上競技場を専用利用する場合の利用料金は、この表並びに第4項及び第6項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 8 第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場若しくは多目的広場（投てき場）を専用利用する者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合又は多目的広場（クレイ）を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の利用料金は、無料とする。
- 9 入場料を徴収して陸上競技場、第2陸上競技場等、トレーニング室、テニスコート又は武道館を専用利用する者が当該専用利用に際し陸上競技場、第2陸上競技場、野球場（本球場）、サッカー・ラグビー場、テニスコート、多目的広場（投てき場）、武道館若しくは合宿所の会議室、ラウンジ、師範室、控室又は附属設備及び器具を利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の利用料金は、この表及び第3項から第6項までに定める額に2を乗じて得た額とする。
- 10 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の放送設備を利用する場合の利用料金は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、200円とする。
- 11 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアのテニスコートの放送設備を利用する場合の利用料金は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、270円とする。
- 12 やむを得ない理由により午後6時後に栃木県総合運動公園北・中央エリアの野球場（本球場）の電光掲示板を利用する場合の利用料金は、当該午後6時後の利用時間1時間につき、730円とする。

2 栃木県総合運動公園東エリアの利用料金

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) メインアリーナ、サブアリーナ及び多目的スタジオ

利用者	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで

高校生等以下 (1人1回につき)	350円	350円	350円
その他の者 (1人1回につき)	700円	700円	700円
回数券(1年間有効) 高校生等以下 (1人11回につき)	3,500円 ※1回につき、利用時間区分のいずれかが利用可能。		
回数券(1年間有効) その他の者 (1人11回につき)	7,000円 ※1回につき、利用時間区分のいずれかが利用可能。		

(イ) トレーニング室及び屋内水泳場

区分	一般利用券				定期利用券			回数券 一般利用券11回分(1年間有効)	
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	1月	3月	6月		
高校生等以下 (1人につき)	トレーニング室のみの利用	300円	300円	300円	—	2,700円	7,200円	10,800円	3,000円
	屋内水泳場のみの利用	—	—	—	利用時間が2時間までの場合は280円、利用時間が2時間を超える場合は350円	3,150円	8,400円	12,600円	2,800円 ※利用時間が2時間を超える場合は超過料金70円を徴収する。
	トレーニング室及び屋内水泳場の利用	—	—	—	450円	4,050円	10,800円	16,200円	4,500円
その他の者 (1人につき)	トレーニング室のみの利用	600円	600円	600円	—	5,400円	14,400円	21,600円	6,000円
	屋内水泳場のみの利用	—	—	—	利用時間が2時間までの場合は550円、利用時間が2時間を超える場合は700円	6,300円	16,800円	25,200円	5,500円 ※利用時間が2時間を超える場合は超過料金150円を徴収する。
	トレーニング室及び屋内水泳場の利用	—	—	—	900円	8,100円	21,600円	32,400円	9,000円

(ウ) 体育館分館

利用者	利用時間		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
高校生等以下(1人1回につき)	160円	160円	160円
その他の者(1人1回につき)	330円	330円	330円

イ 専用利用の場合

(ア) メインアリーナ

区 分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	6,000円	9,000円	11,000円
			4時間につき	22,000円	33,000円	44,000円
		3/4の利用	1時間につき	5,000円	7,000円	9,000円
			4時間につき	17,000円	25,000円	33,000円
		1/2の利用	1時間につき	3,000円	5,000円	6,000円
			4時間につき	11,000円	17,000円	22,000円
	1/4の利用	1時間につき	2,000円	3,000円	3,000円	
		4時間につき	6,000円	9,000円	11,000円	
	入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	30,000円	45,000円	55,000円
			4時間につき	110,000円	165,000円	220,000円
		3/4の利用	1時間につき	25,000円	35,000円	45,000円
			4時間につき	85,000円	125,000円	165,000円
		1/2の利用	1時間につき	15,000円	25,000円	30,000円
			4時間につき	55,000円	85,000円	110,000円
1/4の利用	1時間につき	10,000円	15,000円	15,000円		
	4時間につき	30,000円	45,000円	55,000円		
アマチュアスポーツ以外に	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	36,000円	54,000円	66,000円
			4時間につき	132,000円	198,000円	264,000円
		3/4の利用	1時間につき	30,000円	42,000円	54,000円
			4時間につき	102,000円	150,000円	198,000円
		1/2の利用	1時間につき	18,000円	30,000円	36,000円
			4時間につき	66,000円	102,000円	132,000円
	1/4の利用	1時間につき	12,000円	18,000円	18,000円	
		4時間につき	36,000円	54,000円	66,000円	

利用する場合	全部の利用	1時間につき	180,000円	270,000円	330,000円
		4時間につき	660,000円	990,000円	1,320,000円
	3/4の利用	1時間につき	150,000円	210,000円	270,000円
		4時間につき	510,000円	750,000円	990,000円
	1/2の利用	1時間につき	90,000円	150,000円	180,000円
		4時間につき	330,000円	510,000円	660,000円
	1/4の利用	1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円
		4時間につき	180,000円	270,000円	330,000円

(イ) サブアリーナ

区 分			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	3,000円	5,000円	6,000円
			4時間につき	11,000円	17,000円	22,000円
		1/2の利用	1時間につき	2,000円	3,000円	3,000円
			4時間につき	6,000円	9,000円	11,000円
	入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	15,000円	25,000円	30,000円
			4時間につき	55,000円	85,000円	110,000円
		1/2の利用	1時間につき	10,000円	15,000円	15,000円
			4時間につき	30,000円	45,000円	55,000円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	全部の利用	1時間につき	18,000円	30,000円	36,000円
			4時間につき	66,000円	102,000円	132,000円
		1/2の利用	1時間につき	12,000円	18,000円	18,000円
			4時間につき	36,000円	54,000円	66,000円
	入場料を徴収する場合	全部の利用	1時間につき	90,000円	150,000円	180,000円
			4時間につき	330,000円	510,000円	660,000円
		1/2の利用	1時間につき	60,000円	90,000円	90,000円
			4時間につき	180,000円	270,000円	330,000円

(ウ) 多目的スタジオ

区 分				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	
多目的 スタジ オA	ア マ チュア スポー ツに利 用する 場合	入場料 を徴収 しない	全部の 利用	1時間 につき	2,000円	3,000円	3,000円
			全部の 利用	4時間 につき	6,000円	9,000円	11,000円
		1 / 2 の利用	1時間 につき	1,000円	1,500円	1,500円	
			4時間 につき	3,000円	4,500円	5,500円	
		入場料 を徴収 する場 合	全部の 利用	1時間 につき	10,000円	15,000円	15,000円
			全部の 利用	4時間 につき	30,000円	45,000円	55,000円
	1 / 2 の利用	1時間 につき	5,000円	7,500円	7,500円		
		4時間 につき	15,000円	22,500円	27,500円		
	ア マ チュア スポー ツ以外 に利 用す る場 合	入場料 を徴収 しない	全部の 利用	1時間 につき	12,000円	18,000円	18,000円
			全部の 利用	4時間 につき	36,000円	54,000円	66,000円
		1 / 2 の利用	1時間 につき	6,000円	9,000円	9,000円	
			4時間 につき	18,000円	27,000円	33,000円	
		入場料 を徴収 する場 合	全部の 利用	1時間 につき	60,000円	90,000円	90,000円
			全部の 利用	4時間 につき	180,000円	270,000円	330,000円
1 / 2 の利用	1時間 につき	30,000円	45,000円	45,000円			
	4時間 につき	90,000円	135,000円	165,000円			
ア マ	入場料 を徴収	全部の 利用	1時間 につき	1,200円	1,700円	1,700円	

多目的 スタジオ オB	チュア スポー	しない 場合	利用	4時間 につき	3,400円	5,100円	6,200円
	ツに利 用する 場合	入場料 を徴収 する場 合	全部の 利用	1時間 につき	6,000円	8,500円	8,500円
				4時間 につき	17,000円	25,500円	31,000円
	ア マ チュア	入場料 を徴収 しない 場合	全部の 利用	1時間 につき	7,200円	10,200円	10,200円
	スポー ツ以外 に利用 する場 合	入場料 を徴収 する場 合	全部の 利用	4時間 につき	20,400円	30,600円	37,200円
				1時間 につき	36,000円	51,000円	51,000円
			4時間 につき	102,000円	153,000円	186,000円	

(エ) 屋内水泳場

区 分		午前9時から午後9時まで（1時間につき）	
		全コース	1コース
50メートルプール	入場料を徴収しない場合	22,000円	4,400円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
25メートルプール	入場料を徴収しない場合	11,000円	2,200円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に5を乗じて得た額	
ドライランド		8,000円	

(オ) 体育館分館

利用区分	利用時間	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
		アマチュア スポーツに利用 する場合	入場料を徴収しない 場合	2,000円
	入場料を徴収する 場合	11,000円	15,800円	22,500円
アマチュア スポーツ以外に 利用する場合	入場料を徴収しない 場合	11,900円	17,500円	23,800円
	入場料を徴収する 場合	66,400円	97,400円	132,000円

(2) 会議室

区 分		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
会議室 1	1時間につき	2,500円	2,500円	2,500円

屋 内 水 泳 場	会議室 2	4時間につき	6,400 円	9,000 円	9,000 円	
		1時間につき	3,100 円	3,100 円	3,100 円	
	会議室 3	4時間につき	7,900 円	11,100 円	11,100 円	
		1時間につき	1,200 円	1,200 円	1,200 円	
	会議室 4	4時間につき	3,100 円	4,300 円	4,300 円	
		1時間につき	500 円	500 円	500 円	
	会議室 5	4時間につき	1,200 円	1,700 円	1,700 円	
		1時間につき	900 円	900 円	900 円	
	会議室 6	4時間につき	2,400 円	3,400 円	3,400 円	
		1時間につき	400 円	400 円	400 円	
会議室 7	4時間につき	1,000 円	1,400 円	1,400 円		
	1時間につき	400 円	400 円	400 円		
会議室 8	4時間につき	1,000 円	1,400 円	1,400 円		
	1時間につき	600 円	600 円	600 円		
会議室 9	4時間につき	1,600 円	2,300 円	2,300 円		
	1時間につき	500 円	500 円	500 円		
会議室 10	4時間につき	1,400 円	2,000 円	2,000 円		
	1時間につき	400 円	400 円	400 円		
メ ン リ ナ イ ア ー	大会 議室	全部の利 用	1時間につき	6,000 円	6,000 円	6,000 円
		4時間につき	15,000 円	21,000 円	21,000 円	
	2 / 5 の 利 用	1時間につき	2,400 円	2,400 円	2,400 円	
		4時間につき	6,000 円	8,400 円	8,400 円	
	1 / 3 の 利 用	1時間につき	2,200 円	2,200 円	2,200 円	
		4時間につき	5,600 円	7,900 円	7,900 円	
	1 / 5 の	1時間につき	1,300 円	1,300 円	1,300 円	

利用	4時間につき	3,300円	4,600円	4,600円
----	--------	--------	--------	--------

(3) 控室

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで(1時間につき)
メインアリーナ	審判控室1		700円
	審判控室2		700円

(4) 貴賓室

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで
メインアリーナ	貴賓室		1回につき 20,000円
屋内水泳場	貴賓室		1回につき 10,000円

(5) ロッカールーム

施設区分		利用時間	午前9時から午後9時まで
メインアリーナ	ロッカールーム1		1回につき 15,000円
	ロッカールーム2		1回につき 15,000円

(6) 附属設備及び器具

附属設備及び器具名		使用単位	利用料金
放送設備	メインアリーナ	1時間につき	500円
	サブアリーナ	1時間につき	500円
ポータブルステージ	メインアリーナ	1日1回につき	10,000円
	サブアリーナ	1日1回につき	10,000円
フロアシート	メインアリーナ	1日1回につき	3,000円
	サブアリーナ	1日1回につき	3,000円
可動席		1日1回につき	25,000円
3F観客席		1日1回につき	20,000円
4F観客席		1日1回につき	10,000円
大型電光表示装置		1時間につき	1,000円
電光得点システム	メインアリーナ	1時間につき	500円
	サブアリーナ	1時間につき	500円

照明設備	メインアリーナ	1 / 3 灯	1 時間につき	1,000 円
		1 / 2 灯	1 時間につき	1,500 円
		全灯	1 時間につき	2,000 円
	サブアリーナ	1 / 2 灯	1 時間につき	500 円
		2 / 3 灯	1 時間につき	700 円
		全灯	1 時間につき	1,000 円
	屋内水泳場	1 / 3 灯	1 時間につき	700 円
		2 / 3 灯	1 時間につき	1,000 円
		全灯	1 時間につき	1,500 円
空調設備	メインアリーナ		1 時間につき	12,000 円
	サブアリーナ		1 時間につき	5,000 円
競泳競技大会用備品			1 時間につき	1,000 円
飛込競技大会用備品			1 時間につき	1,000 円
アーティスティック競技大会用備品			1 時間につき	1,000 円
水球競技大会用備品			1 時間につき	1,000 円
スタート台			1 時間につき	1,000 円

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 「一般利用券」とは、個人が1回の普通利用をすることができる利用券であって、定期利用券以外のものをいう。
- 3 「定期利用券」とは、個人が一定の期間において随時に普通利用をすることができる利用券をいう。
- 4 「入場料」とは、その名称のいかんを問わず許利用者が入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 5 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後にメインアリーナ、サブアリーナ、多目的スタジオ若しくは体育館分館（以下「メインアリーナ等」という。）若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室若しくはロッカールームを利用する場合の利用料金は、当該午前9時前又は午後9時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
 - (1) メインアリーナ等及び会議室 午前9時前の利用にあつては午前9時から午後1時まで、午後9時後の利用にあつては午後5時から午後9時までにつき定められている利用料金の額の4分の1に相当する額
 - (2) 屋内水泳場及び控室 午前9時から午後9時までの時間1時間につき定められている利用料金の額
 - (3) 貴賓室及びロッカールーム 午前9時から午後9時までの時間1回につき定められている利用料金の額の12分の1に相当する額
- 6 高校生等以下の者がメインアリーナ等若しくは屋内水泳場を専用利用する場合又は会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム若しくは附属設備及び器具を利用する場合の利用料金は、この表及び前項に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 7 入場料を徴収してメインアリーナ等又は屋内水泳場を専用利用する者が当該専用利用に際し会議室、控室、貴賓室、ロッカールーム又は附属設備及び器具を利用する場合の利用料金は、この表及び前2項に定め

る額に2を乗じて得た額とする。

〇とちぎスポーツ医科学センターの利用料金の承認

とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例（令和元年栃木県条例第11号）第13条第2項後段の規定により令和5（2023）年4月1日以後の利用料金を承認したので、とちぎスポーツ医科学センター設置及び管理条例施行規則（令和2年栃木県規則第25号）第10条の規定により公告する。

令和5（2023）年4月1日

栃木県知事 福田 富一

1 とちぎスポーツ医科学センターの利用料金

利用区分		利用者	単位	利用料金		
体力測定	基本測定	高校生等以下	1人1回	1,650円		
		その他の者		3,300円		
	筋力測定	高校生等以下		1,230円		
		その他の者		2,470円		
	無酸素性パワー測定	高校生等以下		250円		
		その他の者		500円		
	無酸素性持久力測定	高校生等以下		440円		
		その他の者		880円		
	有酸素性持久力測定	高校生等以下		1,890円		
		その他の者		3,790円		
	筋硬度測定	高校生等以下		430円		
		その他の者		860円		
	動作分析	動作分析		高校生等以下	1人1回	1,140円
				その他の者		2,280円
映像技術分析		高校生等以下	850円			
		その他の者	1,710円			
レース・ゲーム分析		高校生等以下	1,270円			
		その他の者	2,540円			
トレーニング・リハビリテーション指導	高校生等以下	1人1回	1,390円 (720円)			
	その他の者		2,780円 (1,440円)			
栄養指導	高校生等以下	1人1回	810円 (550円)			

	その他の者		1,620円 (1,100円)
心 理 指 導	高校生等以下	1 人 1 回	1,060円 (800円)
	その他の者		2,120円 (1,600円)
医 事 相 談	高校生等以下	1 人 1 回	810円
	その他の者		1,620円
講 習	高校生等以下	1 人 1 回	330円
	その他の者		670円

備考

- 1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。
- 2 括弧書の利用料金は、7人以上の団体が利用する場合の利用料金である。
(教育委員会事務局スポーツ振興課)